資料２

平成３０年６月１３日

高齢運転者交通事故防止対策
に関する有識者会議

御説明資料

内　閣　府

高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームについて

１　趣旨

「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」を受け、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、平成 28 年 11 月 24 日、交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣）の下に「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を設置。

２　構成員

（議長）　内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁交通局長
総務省大臣官房地域力創造審議官
厚生労働省老健局長
経済産業省製造産業局長
国土交通省総合政策局長

３　検討テーマ

①　改正道路交通法の円滑な施行
②　社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
③　一連の事故を 80 歳以上の方が引き起こしたことも踏まえ、更なる対策の必要性の検討（専門家の意見を聴きながら）

４　開催状況等

第１回　平成 28 年 11 月 24 日
第２回　平成 29 年１月 18 日
第３回　平成 29 年３月 28 日
第４回　平成 29 年６月 30 日（取りまとめ）
※平成 29 年７月７日　交通対策本部において、ワーキングチームの取りまとめ結果を踏まえて対策を推進することを決定。
第 5 回　平成 30 年４月 26 日　（フォローアップ）

５　各省庁における主な取組

○　高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議の開催　（警察庁）
○　国内自動車メーカに対する高齢運転者事故防止対策プログラム策定の要請（国土交通省）
○　「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議の開催（経済産業省、国土交通省、金融庁、警察庁）
○　高齢者の移動手段の確保に関する検討会の開催　（国土交通省）

６　今後の予定

「平成 32 年までに 200 人以下」との目標達成に向け、政府一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を更に推進し、継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況を踏まえワーキングチームを開催。

「高齢運転者による交通事故防止対策について」（交通対策本部決定）に基づく29年度中の取組状況に関するフォローアップ（概要）

平成３０年４月２６日
高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム

１．改正道路交通法の円滑な施行

○ 医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化 ～協力医師約5,700人を確保（29年末現在）～
○ 認知症早期診断・対応に向け、警察（一部府県）と地方公共団体福祉部局との情報提供制度の運用等を開始

２．高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

○ 配車アプリを活用した割安なタクシー利用（「相乗りタクシー」）の実証実験等公共交通機関の利用の促進
○ 自家用有償旅客運送の活用に資する手続きの合理化・効率化を図るため、検討プロセスをガイドライン化
○ 介護保険制度に基づく移動支援サービスの対象者や助成の範囲の明確化等により、同サービスを普及促進

３．高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策

（1） 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策
○ 運転適性相談窓口の役割を拡充し、安全運転の助言等を実施・運転免許証の自主返納を促進
○ 運転リスクが特に高い者への実車試験・限定免許制度の導入の可否等について検討を開始

（2） 「安全運転サポート車」（サポカーS）の普及啓発
○ サポカーSの広報活動・体験機会等の拡充
○ 自動ブレーキの国際基準の策定・ペダル踏み間違い時加速抑制装置の評価に向けた検討を実施
○ ASV割引（衝突被害軽減ブレーキ搭載車の保険料を9%割引）を導入

（3） 高速道路における逆走対策の一層の推進
○ 30年度からの実用化を目指し、逆走車両を警告・誘導する民間技術等の実道での検証を実施

【数値目標】
80歳以上の高齢運転者による事故死者数　32年までに200人以下（29年中に250人以下）
平成29年中の事故死者数は242人となり、当面の目標値250人以下を達成
※今後、「平成32年までに200人以下」との目標達成に向け、政府一体となって高齢運転者の**交通事故防止対策を更に推進**
継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況を踏まえワーキングチームを開催

高齢運転者事故防止対策に関する
内閣府における取組概要について

１　都道府県・政令指定市に対する高齢運転者対策の推進について（依頼）

⑴ 政府の高齢運転者対策の取組の周知及び対策の推進について依頼

都道府県等に対し、平成 29 年 7 月 28 日付で統括官通知「高齢運転者による交通事故防止対策について（通知）」等を発出し、当該本部決定の内容及び趣旨について周知を行うとともに、引き続いての高齢運転者の事故防止対策の推進を依頼した。

⑵ 「サポカーS」の理解促進・普及啓発に係るポスター・チラシの活用等について依頼

平成 29 年 9 月及び 10 月に参事官事務連絡及び同年 10 月に開催した全国交通安全対策主管課室長会議等において、「サポカーS」のポスター・チラシの効果的な掲示や同車の試乗・体験会の開催等の普及啓発について依頼した。

２　全国交通安全運動における普及啓発の実施

平成 29 年秋（H29.9.21～30）及び平成 30 年春（H30.4.6～15）の全国交通安全運動においても、「高齢運転者の交通事故防止」を重点項目に盛り込み、身体機能の変化が及ぼす影響やサポカーS の普及啓発等を推進した。

※30 年春の全国交通安全運動（4.6～4.15）においても、同様に重点項目として普及啓発等を推進した。

３「交通安全フォーラム」における高齢運転者を含む事故防止対策の普及啓発

平成 29 年 10 月に千葉県船橋市で開催した「交通安全フォーラム」において、講演等を通じて、高齢者の特性や自動車の先進安全技術を踏まえた交通事故防止に関する普及啓発を図った。

４　平成 30 年度における高齢運転者事故防止対策に関する予算確保状況

交通対策本部決定の目標達成に向けて、課題等を把握するための方法について検討を行う調査研究費及び地域における高齢運転者の交通事故防止を図るため、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）等を対象とした「高齢者安全運転推進協力者養成講座」の講義内容の一新を図り、シルバーリーダーとなる人材の育成を推進するための高齢運転者交通安全推進事業費について予算を確保した。